

新しいセーフティネット

C 総合支援資金貸付



貸付



貸付



制度の趣旨

「総合支援資金貸付」は、失業等により日常生活全般に困難を抱えている方を対象として、生活の立て直しや経済的自立等を図ることを目的とした制度であり、社会福祉協議会とハローワーク等による支援を受けながら、社会福祉協議会から、賃貸住宅入居時の敷金・礼金等のための資金や、生活を支援するための資金などの貸付を受けることができるものです。

申請窓口

総合支援資金貸付の申請窓口は、現在の住所（住居のない方は住宅手当を利用して入居する予定の賃貸住宅の住所）を管轄する市町村の社会福祉協議会です。

貸付の条件

1 貸付の対象者

総合支援資金貸付は、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる方であって、次の要件のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①低所得者世帯（市町村民税非課税程度（前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合を含む））であって、収入の減少や失業等により生活に困窮していること
- ②公的な書類等で本人確認が可能であること
- ③現に住居を有していることまたは住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ④実施主体及び関係機関から、継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑤実施主体が貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還を見込めること
- ⑥他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

※住宅手当の対象となる方は、原則として総合支援資金貸付を併用できます。

※ただし、雇用保険（失業等給付）、就職安定資金融資、年金等の他の公的給付・貸付を受けることができる方は、総合支援資金貸付の利用はできません。

※また、住居のない方が総合支援資金貸付を利用する場合、必ず住宅手当を併用する必要があります。

③ 連帯保証人・貸付利子

原則連帯保証人を必要とします（連帯保証人を確保した場合は貸付利子は無利子）。

連帯保証人を確保できない方も、貸付を受けることができます（その場合は貸付利子は年1.5%となります）。

④ 据置期間・償還期間

償還がはじまるまで元金を据え置く期間は最終貸付の日から6ヶ月以内であり、償還期間は据置期間経過後20年以内です。

⑤ 継続的な支援

社会福祉協議会では、ハローワーク等の関係機関と連携し、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）を実施します。

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

貸付の手続きの流れ

総合支援資金の貸付を希望される方は、まず市町村の社会福祉協議会にお越しになり、相談の上で手続きの説明と用紙の交付を受け、次の書類を整えて借入申込みをしてください。

- ㉑ 総合支援資金の借入申込書（用紙は各社会福祉協議会の窓口で交付します）
- ㉒ 健康保険証の写し及び住民票の写し
- ㉓ 世帯の状況が明らかになる書類
- ㉔ 連帯保証人の資力が明らかになる書類
- ㉕ 求職活動等の自立に向けた取り組みについての計画書
- ㉖ 借入申込者が、他の公的給付制度または公的貸付制度を利用している場合または申請している場合は、その状況がわかる資料（ハローワークが発行する「住宅手当・総合支援資金貸付連絡票」または「求職申込み・雇用施策利用状況確認票の写し」など）
- ㉗ 借入申込者の個人情報や、総合支援資金の貸付に必要な範囲において関係機関に提供することについて記載されている同意書
- ㉘ 住宅入居費の借り入れを申し込む場合は、上記に加えて次の書類
 - (a) 入居する住宅の不動産賃貸契約書の写し
 - (b) 不動産業者が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し
 - (c) 自治体の発行する「住宅手当支給対象者証明書」の写し
- ㉙ 借用書
- ㉚ その他、社会福祉協議会が提出を求める書類
- ㉛ 印鑑

※ ㉒・㉓・㉕は、自治体から「住宅手当支給対象者証明書」の交付を受けている方は省略可能です。具体的な書類の種類や提出の時期等については、窓口の社会福祉協議会にお尋ねください。

※ ㉑・㉕・㉖・㉗などの用紙は、社会福祉協議会の窓口で交付しますが、その様式は社会福祉協議会ごとに異なります。

※ ㉙は住宅入居費についてのもの。生活支援費と一時生活再建費の借用書は貸付が決定した際に提出します。



社会福祉協議会の審査の結果、貸付が決定されると、住宅入居費の貸付金は家主・不動産業者等の口座へ、またそれ以外の貸付金は本人の口座へ振り込まれます。

なんでもメモ

㊦住宅手当と㊧総合支援資金貸付を併用して 住宅確保する場合の手続

～住居を無くされた離職者の方へ～

㊦ ハローワークでの事前確認

- 住宅手当の申請においては、①公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込みをしていることと、②関連する他の雇用施策による給付・貸付を受けていないことについて、ハローワークの担当窓口から確認を受ける必要があります。

- まだハローワークに求職申込みをしていない場合は申込みをしてください。
- 住宅手当の申請窓口である自治体へ申請書を提出する前にハローワークに来所した場合は、あらかじめこれらを確認して「住宅手当・総合支援資金貸付連絡票」を発行いたしますので、ハローワーク窓口にお申し出ください。

1 住宅手当の支給申請

- 必要書類を添えて、住宅手当の申請書を自治体の担当窓口へ提出してください。
- 自治体窓口からは、申請書の写しの発行にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配布されます。

※住宅手当の支給開始までの生活費が必要な方は、市町村社会福祉協議会に住宅手当の申請書の写しを提示することによって、臨時特例つなぎ資金の借入申込みを行うことができます。

2 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等において、住宅手当の申請書の写しを提示しつつ、住宅手当の支給決定等を条件に入居可能となる住宅を探してください。原則として、探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用については、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を受ける予定であることを不動産業者等に対して伝えてください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・発行をしてもらいます。

3 ハローワークでの確認

- ハローワーク窓口から事前に「住宅手当・総合支援資金貸付連絡票」の発行を受けていなかった場合は、ハローワーク窓口から同様の確認を受けて「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の記載・発行を受けてください。（既に連絡票の発行を受けている場合はこの手続きは不要です）

4 住宅手当の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を自治体窓口へ提出してください。
- さらに、ハローワーク窓口から「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の記載・発行を受けた場合は、「求職受付票（ハローワークカード）の写し」を添付して提出してください。

5 住宅手当の審査

- これで住宅手当の申請に必要な書類が整ったこととなりますので、自治体において支給の審査が行われます。
- 審査の結果、支給資格ありと判断された場合は、自治体窓口から「住宅手当支給対象者証明書」が交付され、同時に「住宅確保報告書」と「常用就職届」の用紙が配布されます。

※支給資格なしと判断された場合は、「住宅手当不支給通知書」が交付されますので、不動産業者等に対して、住宅手当が不支給であったことにより賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

6 総合支援資金貸付の借入申込み

(住宅入居費・生活支援費)

- 敷金・礼金等の資金として充てるための総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みを行うため、市町村社会福祉協議会の担当窓口にて、必要書類を添えて、「総合支援資金借入申込書」を提出してください。
- 社会福祉協議会窓口からは、「総合支援資金借入申込書の写し(受理印を押印)」の発行を受けてください。
- 住宅手当受給中の生活費が必要な方は、あわせて総合支援資金(生活支援費)の借入申込みも行ってください。
- 借入申込書の提出を行うと、社会福祉協議会は貸付の審査を開始しますが、この後手続きを進めていく中で、住宅入居費の場合は「賃貸契約書の写し」を、生活支援費の場合は「住宅手当支給決定通知書の写し」を、それぞれ社会福祉協議会に提出する必要があります。

7 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・発行を受けた不動産業者等に対し、「住宅手当支給対象者証明書の写し」「総合支援資金借入申込書の写し」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。
- この賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約(初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約)」となります。

8 総合支援資金貸付の確認書類の提出

(住宅入居費)

- 契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会窓口にて提出してください。
- 審査を経て総合支援資金(住宅入居費)の貸付が決定されると、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

9 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって、停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

10 住宅手当支給の決定

- 住宅手当については既に「住宅手当支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に手当の支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を自治体窓口にて提出する必要があります。
- これを提出すると自治体窓口から「住宅手当支給決定通知書」が交付され、あわせて、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住宅手当常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 住宅手当は自治体から不動産業者等に振り込まれます。

11 不動産業者等への住宅手当支給決定の報告

- 不動産業者等に対して「住宅手当支給決定通知書の写し」を提出してください。

12 社会福祉協議会への住宅手当支給決定の報告

- 社会福祉協議会窓口に対しても「住宅手当支給決定通知書の写し」を提出してください。

13 総合支援資金の借用書の提出

(生活支援費)

- 総合支援資金(生活支援費)の審査が通ると、貸付決定が通知されます。
- これを受けて総合支援資金(生活支援費)の借用書を提出しますと、総合支援資金(生活支援費)の振り込みが行われます。

※なお、「総合支援資金貸付」には「一時生活再建費」という貸付費目もあります。上記 6 の段階以降で社会福祉協議会にご相談ください。